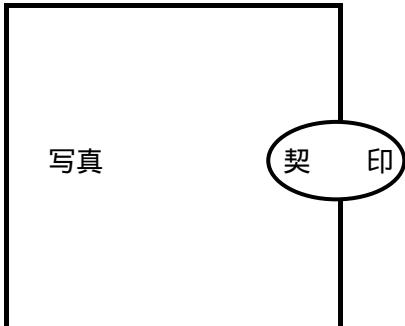


第11号様式(第17条第2項)

(表)

土地区画整理事業清算金滞納処分吏員証



局部課

氏名

年 月 日生

横浜市長

印

年 月 日発行

(B8)

(備考) 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2センチメートルとすること。

(裏)

- 1 この証票は、土地区画整理事業の清算金及びこれに付随する徴収金の滞納者の財産の差押えを行い、又は差押えのための調査、質問、検査若しくは捜索を行うとき携帯する。
- 2 この証票は、関係者の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。